

都市公園等の整備促進に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1．第 6 次都市公園等整備 7 箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度都市公園等関係予算（特別枠、重点化枠を含む）を確保すること。
- 2．街区公園や近隣公園などの小規模公園の建設を促進するため、国庫補助制度の拡充を図ること。
- 3．都市における緑地の保全を図るため、平成 12 年度緑地保全事業等関係予算を確保すること。

また、緑地保全のための制度を拡充し、相続、土地譲渡等に対する税制上の優遇措置の充実を図ること。

- 4．生産緑地法第 10 条に基づく生産緑地買取りに対する助成措置を講ずるとともに、都市開発資金貸付制度の充実を図ること。

また、都市生産緑地買取り申し出に係る生産緑地の開発行為等の制限解除期間と相続税納税猶予確定期間との整合を図ること。

以上要望する。